

資料編

1 神栖市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

(1) 委員名簿

◎委員長 ○副委員長

分野	氏名
学識経験者	高安 俊昭
	池田 美穂
	○ 向山 和枝
保健医療関係者	永木 弘和
	◎ 鈴木 伸之
	坂本 かづよ
	石橋 崇俊
福祉関係者	卯月 秀一
	根本 和徳
	相良 光浩
	篠塚 洋一
	須之内 正昭
被保険者代表	平島 幸子
	田谷 和子

(2) 神栖市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定経過

年月日	項目	内容
令和5年 1月23日	第1回策定委員会の開催	第1回神栖市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会 <議題> ・神栖市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要と神栖市の現状について ・次期計画策定に向けた各種アンケート調査の概要について
令和5年 9月21日	第2回策定委員会の開催	第2回神栖市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会 <議題> ・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の骨子について ・策定スケジュールについて ・各種アンケート結果（速報）について
令和5年 11月28日	第3回策定委員会の開催	第3回神栖市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会 <議題> ・各種アンケート結果について ・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について ・第9期介護保険料の所得段階について
令和5年 12月21日	第4回策定委員会の開催	第4回神栖市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会 <議題> ・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について ・第9期介護保険料等について
令和6年 1月15日 ～2月13日	パブリックコメントの実施	市役所及び各公共施設に素案を設置するとともに、市ホームページにて公開し、広く市民の皆様から意見を聴取
令和6年 2月26日	第5回策定委員会の開催	第5回神栖市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会 <議題> ・パブリックコメントの実施結果について ・高齢者福祉計画・第9期介護保険料等について

2 用語解説

用語	説明
あ 行	
アセスメント	介護サービス利用者の「自立支援」をチームで進めていく上で基本となる、生活全般の解決すべき課題（ニーズ）や意向を明らかにするための情報収集、分析等の一連の過程。
アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
アドバンス・ケア・プランニング（ACP）	将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体に、そのご家族や近い人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組のこと。
えがおあっぷサポーター	介護予防事業の教室での補助やサポートを行うボランティア。
SDGs （エスディーゼーズ）	Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標で、17 の目標と 169 のターゲットからなる。国連が掲げた、国際社会全体で令和 12（2030）年までに達成するように定めた持続可能な社会を創るための開発目標。
NPO （エヌピーオー）	Non-Profit Organization の略。民間の非営利組織で、ボランティア団体等の市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、福祉公社等の営利を目的としない団体。
か 行	
介護給付	要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市町村が行う地域密着型サービスなどがある。
介護者	要支援・要介護認定者等を介護する人。
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。
介護予防給付	介護保険における要支援認定を受けた被保険者に対する保険給付。要介護状態にならないよう予防することを目的とする。
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。
かかりつけ医	患者の健康管理について相談にのり、日常的な診療や初期治療にあたる医師。地域の開業医がこれを担い、より詳細な検査や高度な診療が必要と判断した場合には、協力体制にある総合病院等に紹介する。
緩和ケア	痛みやからだの苦痛、気持ちのつらさを和らげるケアのこと。
機能訓練	疾病や負傷等により心身の機能が低下している人に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練のこと。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等（社会的機能訓練）がある。

用語	説明
業務継続計画書（BCP）	BCPはBusiness Continuity Planningの略。自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
ケアハウス	高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする軽費老人ホームの一種。原則として60歳以上で、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で、家族の援助を受けることが困難な人が対象となる。
ケアプラン	要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置づけられている機能。
ケアマネジャー	介護支援専門員。ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプランを作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている。
権利擁護	認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。
後期高齢者	75歳以上の高齢者。
交通弱者	移動制約を受ける者。例えば、自家用車をもてない（もたない）、高齢者や障がい者、子ども等。
高齢化率	高齢者の人口比率。65歳以上の人口を総人口で除した比率のこと。
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。
個別避難計画	要介護者や障がい者など、災害時の避難に支援を必要とする人について、支援者、避難場所、避難するときに必要な配慮等を記載した計画のこと。

用語	説明
さ 行	
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。
作業療法士	身体や精神に障がいがある人が心身の機能を回復し、日常生活や社会に復帰できるよう作業療法を用いて訓練を行う医療技術者。
サルコペニア	加齢による筋肉量の減少および筋力の低下のこと。
G P S (ジーピーエス)	global positioning system の略。地球上の現在位置を、人工衛星からの電波で測り知る装置。全地球測位システム。
社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。
社会福祉士	社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担う。
重層的支援体制整備事業	<p>社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業。</p> <p>包括的相談支援事業は、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める、支援機関のネットワークで対応する、複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ事業です。</p> <p>多機関協働事業は、市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する、重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす、支援関係機関の役割分担を図る事業です。</p>
シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。
シルバーリハビリ体操指導士	地域において介護予防のためのシルバーリハビリ体操を普及させるボランティア活動実践者であり指導者。
スポットリハビリ	65歳以上の市民及び45歳～64歳までの2号要介護認定者を対象とし、理学療法士・作業療法士による在宅におけるリハビリの相談と支援、並びに住宅改修等の助言を行う。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。
成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。
セルフネグレクト	介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態のこと。
前期高齢者	65歳以上75歳未満の高齢者。

用語	説明
た 行	
第1号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の住民。
第2号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
ダブルケア	「子育て」と「親や親族の介護」の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと。
団塊ジュニア世代	昭和46(1971)年から昭和49(1974)年頃の第二次ベビーブーム期に生まれた世代のこと。戦後のベビーブーム期に生まれた団塊世代の子どもにあたる世代。
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期(昭和22(1947)年から昭和24(1949)年頃に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。令和7(2025)年には、すべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられている。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。 主な業務は、①包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)等の専門職が配置されている。
地域密着型サービス	要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。
デマンドタクシー	利用者からの電話予約で運行する乗り合いタクシー。
特定保健指導	特定健康診査によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備群であることが判明した人に対して、医師・保健師・管理栄養士等が実践的なアドバイスを行う保健指導をいう。
な 行	
二次元コード	横方向にしか情報を持たない一次元コード(バーコード)に対し、水平方向と垂直方向に情報を持つ表示方式のコードのこと。

用語	説明
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内に設定される生活圏域。
認知症	一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されている。以前は痴呆症と呼ばれていた。
認知症基本法	認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策に関し、基本理念等を定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生社会の実現を推進することを目的に制定された法律。
認知症ケアパス	認知症の人やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となり、自分のできる範囲で活動を行う。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。
認定率	高齢者に占める要介護等認定者の割合。
認認介護	高齢の認知症患者の介護を認知症である高齢の家族が行うこと。
は 行	
廃用症候群（生活不活発病）	心身の不使用が招く様々な機能低下。身体的には筋や骨の萎縮や関節拘縮、起立性低血圧等の循環器機能の低下等、精神的には意欲の減衰や記憶力低下等がある。
8050 問題	80 歳代の高齢の親と、働いていない独身の 50 歳代の子とが同居している世帯に生じる社会的孤立等の問題。
避難確保計画	水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画のこと。
フレイル	加齢に伴って、筋力や心身の活力が低下した状態で、虚弱の意。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO 法人等の法人が成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

用語	説明
保健師	保健師助産師看護師法に基づき、厚生労働大臣の免許を受けて、保健指導に従事することを業とする者。多くは公的機関である保健所や市町村保健センターに勤務し、地域住民の公衆衛生に必要な保健指導を行う。特定保健指導や介護予防など近年の予防施策における専門職種となっているほか、従来の母子保健、精神保健、感染症などその業務領域は多種多様にわたる。
ま 行	
民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）	生活習慣病の高血圧、脂質異常症、糖尿病の共通の原因として内臓脂肪型の肥満が注目され、そのためこれらの疾患を複数もっている状態をメタボリックシンドロームという。メタボリックシンドロームの人は狭心症、心筋梗塞、脳卒中を発症しやすいとされ、その予防が課題となっている。
モニタリング	ケアマネジメントの過程における継続的管理・支援状況の確認・把握、または中間評価のこと。
や 行	
やすらぎ支援員	認知症についての研修を受け、認知症高齢者の自宅を訪問し、見守りや話し相手をすることにより、高齢者や家族が安心して安らかな日常生活を送ることができるよう支援するボランティア。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。
有料老人ホーム	食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を供与することを目的とする施設。
養護老人ホーム	環境上の理由や経済的な理由で、在宅で養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施設。 特別養護老人ホームと違い、介護保険施設ではなく、行政による措置施設であり、入所の申し込みは施設ではなく市町村に行く。
ら 行	
理学療法士	身体に障がいがある人等の身体運動機能の回復や維持・向上を図り自立した日常生活が送れるよう、医師の指示の下、運動の指導や物理療法を行う医療技術者。
老老介護	高齢者が高齢者を介護すること。
ロコモ（ロコモティブシンドローム）	筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障がいが起こり、歩行や日常生活に何らかの障がいをきたしている状態。



神栖市

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月

神栖市 福祉部 長寿介護課

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1746-1（保健・福祉会館内）

電話：0299-91-1700 / FAX：0299-93-2399